

第6次上関町総合計画・総合戦略策定支援業務委託 仕様書

本仕様書は、上関町（以下「甲」という。）が委託する「第6次上関町総合計画・総合戦略策定支援業務委託契約」に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めるものである。

1 委託業務名

第6次上関町総合計画・総合戦略策定支援業務委託

2 業務対象区域

上関町内

3 業務目的

当町の第5次総合計画は令和6年度末で計画期間が終了することから、第6次総合計画（以下「次期計画」という）を策定する。また、人口減少対策の基本計画である「上関町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という）についても同時期に計画期間が終了となるため、次期計画では、次期総合戦略を統合するものとする。本業務は、次期計画の策定に必要な調査分析や意見集約を適切に行うことで、新しい時代にふさわしいまちづくりの指針を策定するとともに、策定後の周知啓発や進行管理を効果的・効率的に実施することを目的とする。

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 計画の概要

次期計画の構成及び期間は、次のとおりとする。

(1) 基本構想

本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めるもので、期間を概ね10年とする。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための施策内容を体系的に示すもので、期間を5年とし、必要に応じて見直す。

(3) 実施計画

基本計画で定めた施策を推進するための事業を示すもので、期間を5年とし、必要に応じて見直す。

6 業務の内容

業務委託の内容は概ね以下のとおりとする。

(1) 現状・将来動向の把握・分析

社会情勢及び本町の課題の整理、分析を行うこと。

(2) 地域経済の動向に関する調査分析

地域経済分析等を踏まえて人口減少が本町の地域経済に与える影響について、各種統計データ等を用いて整理、分析を行うこと

(3) 人口の将来推計に必要な情報の収集、整理、分析

現行の人口ビジョン推計値と実績値の剥離等の分析・検証を行ったうえで、最近の人口データに基づき将来人口を推計する。また、人口変動要因やその改善のための課題を分析し、町が目指すべき方向案を提示したうえで将来展望を記載した人口ビジョンを作成、総合計画に包含する。

(4) 総合戦略を含めた総合計画の構想や体系案に関する助言、提案

誰が見てもわかりやすく、伝わりやすい総合計画とするため、また、業務目的にあるとおり、基本計画に総合戦略を包含した計画策定とすることから、総合戦略を含めた総合計画の構成や体系に関する助言、提案を行うこと。なお、上記業務内容に加え、事業目的をより効果的に達成できるための独自の提案を行うこと。

(5) 計画策定に係る情報の提供

総合計画策定の検討材料とするため、下記をとりまとめ情報提供すること。

①全国的な最新施策の情報提供

全国の各自治体の先進事例を、1.福祉分野、2.健康・食育分野、3.教育分野、4.男女共同・子育て分野、5.防災・都市計画分野、6.産業・経済分野、7.職員育成（働き方改革）分野、8.行財政改革分野、9.情報セキュリティ・ICT 分野、10.観光・移住・定住分野に分け、各分野それぞれ 50 件以上情報収集し、冊子としてまとめる。その際、市町村名、取組の概要、担当課等を記載すること

②法律や制度などの動向に関する情報提供

法律改正や制度変更について、「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめ、まちづくりに関する分野及び上関町が把握しておくべき分野を網羅し、逐次情報提供すること。本計画を策定する過程において、条例制定の必要性が生じた場合、全国の条例制定状況について横並びの比較表を作成し、類似箇所を並べて比較できるようにすること。比較表は見え消し表記により、例規間の違いが明確に把握できるようにまとめること。

(6) 基本構想の作成

基本構想の策定に必要な情報・データ等を整理した上で、作成する。

①まちづくりの基本理念・将来像の検討

②基本目標の検討

③重点的施策に関する検討

④構成の最終調整、文書作成の支援

(7) 基本計画の作成

基本計画は、大きな方向性のみを掲載し、町民等に分かりやすく、かつ、状況の変化に対応可能な計画となるよう検討する。

①構成の検討

②各課意見の取りまとめ

③施策体系の検討

④重点的施策の検討

⑤総合戦略の検討及び統合

※国のデジタル田園都市国家構想総合戦略のほか、山口県の総合戦略を勘案して検討

⑥各種指標の検討

⑦構成の最終調整、文書作成の支援

(8) 実施計画の作成

①計画の概要（性格・構成・期間）の検討

②策定に向けた各課とりまとめ方法の検討

③進行管理手法の検討

(9) 上関町総合計画審議会

審議会の進行管理及び運営業務（進行管理、資料作成、議事録作成）

※開催回数2回程度を予定

(10) 町民意見公募手続の実施（パブリックコメント）

町民意見公募手続実施への支援（応募意見の整理及び回答案作成等）

(11) 計画最終案の校正

本町で確定した計画最終案を校正する（1回）。校正に関しては、以下の点に留意するものとする。
なお、計画最終案提出から校正完了までの期間は1か月程度とする。

①漢字・熟語・仮名遣い・送り仮名等表記方法の統一を図る。統一すべき一覧は委託者より提供する。

②社会常識上の用語（不適切用語等）のチェックと表現の修正を行う。

③記述の重複及び文意・文脈等の乱れの指摘と修正を行う。

④計画書の文中に法令等の引用がある場合は、名称、条文等について誤りがないか精査を行う。また、資料の使い方について統一及び適否について指摘を行う。

⑤「編」「章」「節」「項目」等、格の統一を図り、目次との整合性をチェックする。

⑥表又はグラフ等の数値の記載があるものについては、本文中の説明と齟齬がないか確認し指摘する。

⑦写真・図表・イラストの適正化を図り、挿入箇所の検討を行う。

(12) 冊子作成

町民にわかりやすく、町民が活用しやすい総合計画書の作成に係る、企画構成、デザイン、写真の加工、編集、図表・グラフ等の作成、校正、印刷、製本、データ作成等納品までの業務一式。

なお、冊子作成にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮したものとする。

・本体 A4、フルカラー、両面印刷、中綴じ、150頁程度

・実施計画 A4、モノクロ、両面印刷、中綴じ、40頁程度、表紙にレザック 66・175kg を使用

・概要版 A4、フルカラー、両面印刷、中綴じ、8頁程度

(13) その他

①町議会説明用の資料作成

②策定委員会等庁内検討会議の運営支援・資料作成・会議録作成

※委員会の開催回数5回を予定

④職員を対象とした次期計画策定に関する調査票の設計・分析

⑤ターゲット毎への周知など計画の活用につながる周知方法の提案

⑥その他策定にあたり必要な業務

7. 成果品

印刷原稿等は、コンパクトディスク等の電磁的記録媒体によるものとし、成果品はホームページ上での公開を前提に作成するものとする。電子データは、甲が所有する機器及びソフトウェアで読み出し、閲覧、編集、出力できる形式とする。

総合計画書及び概要版については、印刷用の版下を作成するとともに、町ホームページに掲載する電子データファイル（PDF）を作成すること。また、広報誌等への掲載用に甲が指定するイラストや図表等の素材データを提供すること。

【成果品一覧】

①業務報告書 簡易製本	1部
②ホームページ公表資料等	一式
③審議会等各種会議の会議録	一式
④上関町総合計画書	300部
⑤上関町実施計画	200部
⑥上関町総合計画書概要版	2,000部
⑦その他必要資料	一式

本業務で履行した内容は、全て甲に帰属するものとする。乙は、成果品または収集した資料を善良な管理の下5年間保存し、甲の承諾なく他に公表し、貸与し、または使用させてはならない。また、乙が制作したデータやイラスト等の二次利用については、甲乙で別途協議をすることとする。

成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても乙の責任において無償で訂正を行うものとする。

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令等の遵守

関連する法規がある場合は当該法規を遵守するとともに、中立的・客観的に委託業務を遂行すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

乙は、乙が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

乙が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、上関町個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

乙は委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益ために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 業務の継続が困難となった場合の措置について

契約期間中において、乙による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

①乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、甲は契約の解除ができる。この場合、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、引き継ぎを行わなければならない。

②その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、甲及び乙双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了後若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータを遅滞なく提供しなければならない。

(6) 暴力団等による不当介入への対応について

①乙は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、甲及び柳井警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

②乙は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書に基づき協議を行うものとする。

9. 留意事項

この仕様書は、本町が想定する最低限の業務概要を示すもので、目的達成のために必要と考えられる事業者の提案内容を制限するものではない。